

介護保険料の軽減

下記対象の方の介護保険料を表のように軽減します。軽減措置は今年度4月までさかのぼり、保険料は今年度の所得段階が決まる8月以降に調整されます。詳しくは、8月上旬に発送予定の通知書をご覧ください。

対象になる方

65歳以上で市民税非課税世帯（第1段階～第3段階）の方

軽減の詳細

所得段階	平成30年度 年間保険料	令和元年度 年間保険料	差額（年間）
第1段階	33,220円	27,680円	△5,540円
第2段階	48,000円	46,150円	△1,850円
第3段階	55,380円	53,530円	△1,850円

問 高齢介護課介護保険係（内線236）

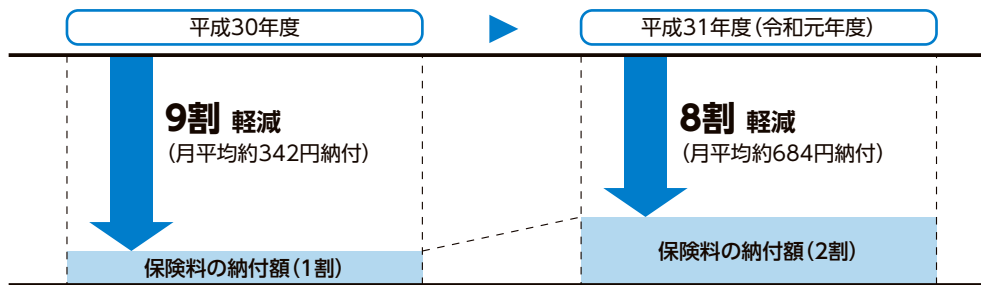
高齢者医療保険料の増額

高齢者医療保険料の均等割について、下記対象の方は、今年度から8割軽減に変わります。医療保険料を年金から引き落としで納めている場合、引き落とし額は10月から変わります。

対象になる方

75歳以上で医療保険料の均等割9割軽減の方または、65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方

(例) 年金収入80万円以下の方



問 市民課保険年金係（内線136）

年金生活者支援給付金

10月から年金生活者支援給付金の制度が始まります。支給金額は保険料を納めた期間などにより異なり、支給日は年金の支払い日と同日です。給付金を受け取るには請求手続きが必要で、対象となる方には日本年金機構から9月頃に給付金の請求に必要な書類が送付されますので確認ください。

問 ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）